

# 一般財団法人岩手県スキー連盟総務本部運営規則

第1条 この規則は、一般財団法人岩手県スキー連盟本部設置規程第10条の規定に基づき、総務本部の運営に関し必要な事項を定める。

第2条 総務本部は、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 理事会、評議員会等諸会議の事務処理及び議事録の作成保存に関する事。
- (2) 人事の事務処理に関する事。
- (3) 契約の事務処理に関する事。
- (4) 文書の収受、保存に関する事。
- (5) 事務局の管理に関する事。
- (6) 加盟上部団体に関する事。
- (7) 予算執行の事務処理に関する事。
- (8) 決算の事務処理に関する事。
- (9) 什器備品の管理に関する事。
- (10) 後援会の運営と事務処理に関する事。
- (11) 寄附金、協賛金等の事務処理に関する事。
- (12) 前10号及び11号に属さない特別会計の事務処理に関する事。
- (13) 規約等の改廃に伴う原案作成並びに事務処理に関する事。
- (14) 広報、出版に関する事。
- (15) メモ刊行のための事務処理に関する事。
- (16) その他、他の本部に属さない事項に関する事。

第3条 前条の業務を遂行するため、総務部を設ける。

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は理事会が別に定める。

## 附則

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

## 一般財団法人岩手県スキー連盟競技本部運営規則（案）

第1条 この規則は、一般財団法人岩手県スキー連盟本部設置規程第10条の規定に基づき、競技本部の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 競技本部は、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 競技スキー関係の事務処理に関すること。
- (2) 加盟団体との強化策を通じた連携に関すること。
- (3) 競技ルールの研究に関すること。
- (4) 全国規模並びに東北ブロック等のスキー競技会派遣選手の選考の原案資料作成に関すること。
- (5) 競技関係公認資格者選考の資料作成に関すること。
- (6) 選手強化対策の推進に関すること。
- (7) フリースタイルスキーに関すること。
- (8) スノーボードに関すること。
- (9) 本連盟主催、主管の競技会の運営に関すること。
- (10) 競技会の共催、後援要請に対する意見具申に関すること。
- (11) 競技スキー関連事業、予算原案の作成に関すること。
- (12) その他、競技本部運営に必要と認められる事項に関すること。

第3条 前条の業務を遂行するため、次の部及び委員会を設ける。

カレンダー委員会

公認委員会

ジュニア委員会

フリースタイル委員会

スノーボード委員会

ジャンプ・コンバインド部 飛型審判委員会、強化委員会、大会運営委員会、計算委員会

クロスカントリー部 強化委員会、大会運営委員会、計算委員会

アルペン部 強化委員会、大会運営委員会、セッター委員会、計算委員会

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は理事会が別に定める。

### 附則

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

## 一般財団法人岩手県スキー連盟教育本部運営規則（案）

第1条 この規則は、一般財団法人岩手県スキー連盟本部設置規程第10条の規定に基づき、教育本部の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 教育本部は、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) スキー及びスノーボードの指導者の育成並びに強化に関する事。
- (2) スキー及びスノーボードの安全対策の調査研究に関する事。
- (3) 競技本部の要請による協力体制の確立に関する事。
- (4) 公認（認定）スキー学校の審査・公認（認定）並びに育成・強化に関する事。
- (5) スキー及びスノーボードの安全対策の確立に関する事。
- (6) 公認資格者の審査・認定に関する事。
- (7) 教育本部に関連する会議及び講習会等への派遣に関する事。
- (8) スキー及びスノーボードの指導、講習及び検定に関する事。
- (9) その他、教育本部運営に必要なと認められる事項に関する事。

第3条 前条の業務を遂行するため、次の委員会を設ける。

企画委員会

指導委員会

検定委員会

技術委員会

スキー学校委員会

ジュニアスキー委員会

生涯スキー委員会

安全対策委員会

スノーボード委員会

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は理事会が別に定める。

### 附則

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

## 一般財団法人岩手県スキー連盟教育本部内規（案）

第1条 一般財団法人岩手県スキー連盟教育本部運営規則第4条の規定に基づき、内規を定める。

第2条 教育本部に所属する委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画委員会

- ア 教育本部の事業並びに予算に関すること。
- イ 教育本部の会議及び連絡調整に関すること。
- ウ 教育本部の事業の広報活動に関すること。
- エ その他、他の委員会に属さない事項の運営に関すること。

(2) 指導委員会

- ア 指導者研修会の実施に関すること。
- イ 指導員・準指導員の育成に関すること。
- ウ その他の所管事項に関すること。

(3) 検定委員会

- ア スキー指導者検定に関すること。
- イ スキーバッジテストに関すること。
- ウ 検定員検定並びにクリニックに関すること。
- エ その他の所管事項に関すること。

(4) 技術委員会

- ア 技術選手権大会、岩手県デモンストレーター選考会に関すること。
- イ 岩手県デモンストレーターの強化及び研修に関すること。
- ウ 強化選手の強化及び育成に関すること。
- エ その他の所管事項に関すること。

(5) スキー学校委員会

- ア スキー学校教師研修に関すること。
- イ バッジテスト振興（スキーの普及振興）に関すること。
- ウ スキー学校アニバーサリーに関すること。
- エ その他の所管事項に関すること。

(6) ジュニアスキー委員会

- ア ジュニア対策の実施及びジュニアテストに関すること。
- イ 学校体育スキーに関すること。
- ウ その他の所管事項に関すること。

(7) 生涯スキー委員会

- ア 生涯スポーツとしてのスノースポーツ全般の普及に関すること。
- イ 地域指導者の育成及び地域指導者資格に関すること。
- ウ 生涯スキーリーダーに関すること。
- エ シニア対策に関すること。

オ その他の所管事項に関すること。

(8) 安全対策委員会

ア 公認スキーパトロールの育成・強化に関すること。

イ 公認スキーパトロール研修会に関すること。

ウ 公認スキーパトロールの養成・講習会に関すること。

エ スキー及びスノーボードの傷害防止の調査・研究に関すること。

オ その他の所管事項に関すること。

(9) スノーボード委員会

ア スノーボードの普及に関すること。

イ スノーボードの指導者育成並びに強化に関すること。

ウ スノーボードの指導に関すること。

エ スノーボードの検定に関すること。

オ その他の所管事項に関すること。

第3条 教育本部会議は、次の各号に掲げるとおりとし、必要に応じて教育本部長（以下「本部長」という。）が招集する。

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、各委員長で構成し、必要がある場合は副委員長を加えることができる。

(2) 委員会会議

委員会会議は、担当の委員長、副委員長及び委員で構成する。

第4条 岩手県デモンストレーターの任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 岩手県デモンストレーターは、教育本部に所属し、スキー技術の特に優れた示範者として、技術の研究及び指導技術の普及に携わるものとする。

(2) デモンストレーターは、要請により、教育本部が必要と認めた事業及び所属団体の事業に派遣されることがある。

第5条 次の各号に掲げる事業の役員等は、委員会会議の承認を得て、本部長がこれを任命する。

(1) 準指導員検定会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び検定員

(2) 準指導員養成講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び講師

(3) 指導員養成講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び講師

(4) 岩手県スキー技術選手権大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び競技役員

(5) C級、B級検定員検定会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び検定員

(6) C級、B級、A級検定員クリニック・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び講師

(7) 岩手県デモンストレーター選考会・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び選考委員

(8) スキー学校教師、アシスタント研修、講習会・・・・・・・・・・役員及び講師

(9) 岩手県スキー学校大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び競技役員

(10) 公認スキーパトロール養成講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び講師

(11) 公認スキーパトロール研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・役員及び講師

第6条 この内規の改廃は、理事会の議決による。

## 附則

この規則は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。